

NEWS RELEASE

平成25年6月7日
一般社団法人 信託協会

公益信託の受託状況 (平成25年3月末現在)

1. 一般社団法人 信託協会（会長 若林 辰雄）では、今般、平成25年3月末現在の公益信託の受託状況をとりとまとめました。
2. 平成25年3月末現在、受託件数は505件、信託財産残高は596億円です。助成先への給付状況は、昭和52年の第1号発足以降の累計で、助成先数169,946件、給付額703億円です。
3. 当協会といたしましては、今後とも、引き続き、公益法人制度とともに民間公益活動を支える公益信託制度の普及・発展に寄与したいと考えております。

以上

本件に関する照会先：

(一社) 信託協会 総務部（広報担当） 兼田
業務部 奥澤

電話 03-3241-7130

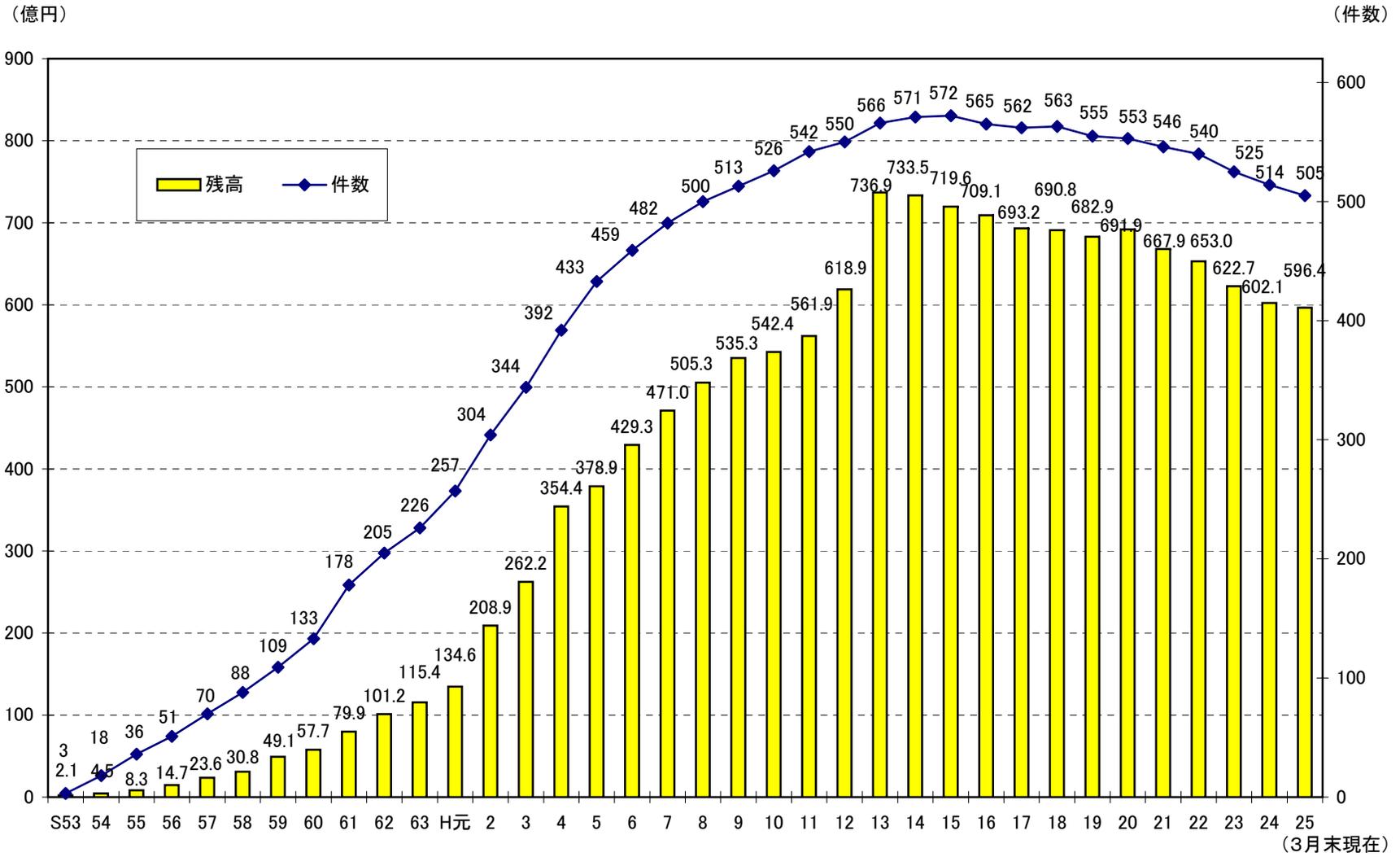
公益信託受託状況

平成25年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金支給	161 (2)	16,142 (312)
自然科学研究助成	80 (-)	9,160 (-)
教育振興	67 (-)	2,658 (-)
国際協力・国際交流促進	42 (-)	4,065 (-)
社会福祉	37 (-)	3,384 (-)
芸術・文化振興	24 (-)	5,202 (-)
都市環境の整備・保全	28 (-)	7,557 (-)
自然環境の保全	20 (-)	4,700 (-)
人文科学研究助成	15 (-)	860 (-)
文化財の保存活用	3 (-)	183 (-)
動植物の保護繁殖	1 (-)	309 (-)
緑化推進	1 (-)	30 (-)
その他	26 (1)	5,386 (1,499)
合計	505 (3)	59,641 (1,812)

(注) () は平成24年度中の新規受託分。

受託件数、信託財産残高の推移



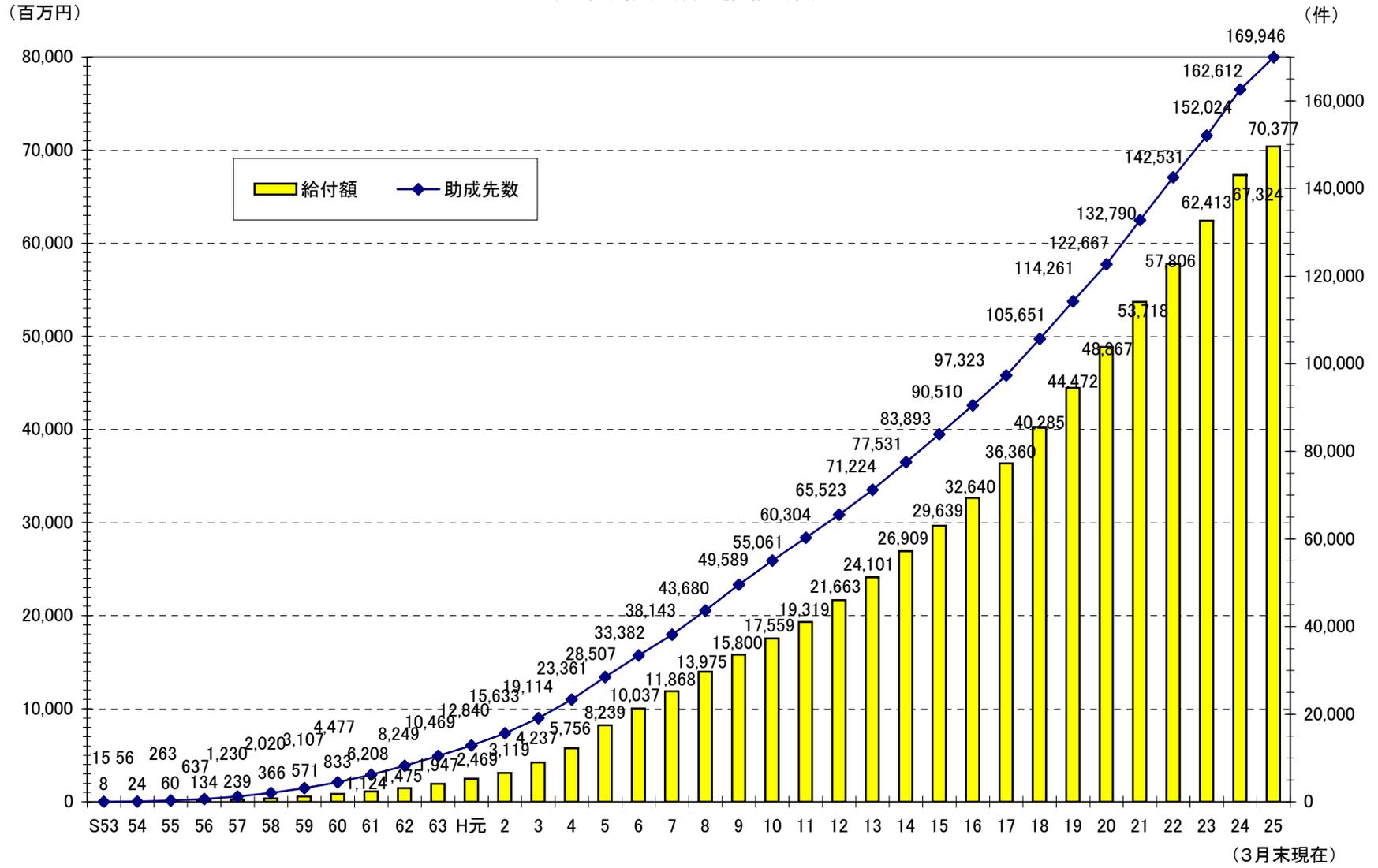
公益信託新規受託一覧

(平成24年度中)

(単位:百万円)

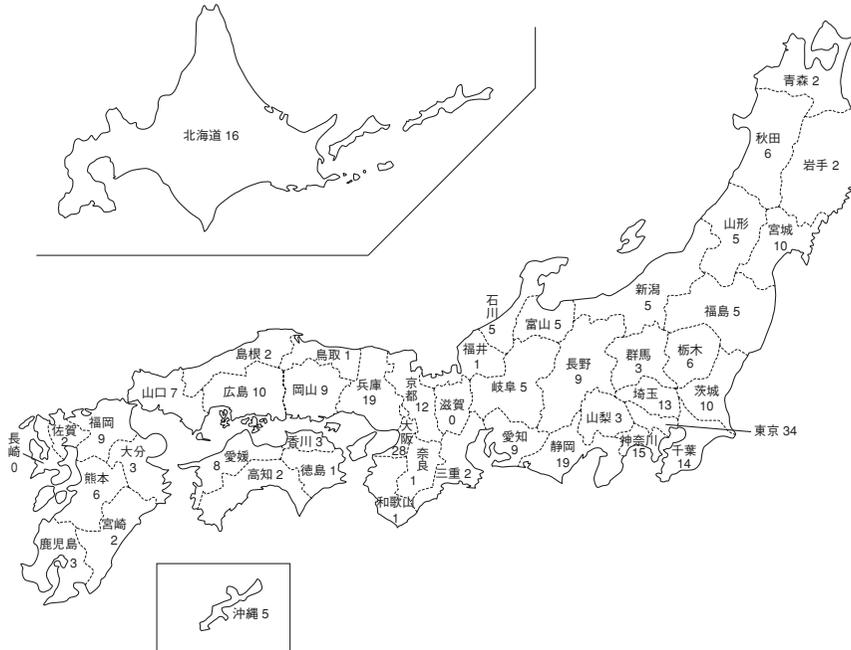
名 称	発足年月日	活 動 内 容 等	委託者	特徴	当初信託財産
1 公益信託 ミネベア東日本大震災孤児育英基金	平成24年 8月8日	東日本大震災により孤児となった小学生・中学生に対して、就学援助金の給付を行うことをもって、当該児童の健やかな成長に寄与する。	法人	元本取崩型	50
2 公益信託 山内健二記念奨学育英基金	平成24年 8月17日	兵庫県内の高等学校の生徒であって、向学心に富み、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により十分な教育環境に恵まれていないと認められる青少年に対し奨学金を給付し、もって前途有為な人材の育成に寄与することを目的とする。	個人	元本取崩型	300
3 公益信託 NEXCO関係会社高速道路 防災対策等に関する支援基金	平成25年 3月11日	高速道路利用者の防災対策及び安全性向上に関する支援を行うことを目的とする。事業の概要としては、①高速道路の防災対策、災害支援等の研究機関への助成、②高速道路区域内における自治体管理の構造物補修に対する支援、③高速道路やその沿線で発生した激甚災害や事故に対し救助活動に従事する、災害医療活動を行う団体への支援である。	法人 任意団体	元本取崩型	1,500

助成先数、給付額の推移(累計)



地域別受託状況
(平成25年3月末現在)

- 全国ベース 9省庁 167件 (33.1%)
 - 都道府県ベース 45都道府県 338件 (66.9%)
- なお、都道府県別の受託状況は下図をご参照。



※信託協会ホームページに「公益信託データベース」
を掲載中(URL : <http://www.shintaku-kyokai.or.jp>)。
各都道府県別の公益信託の現状について、検索・閲
覧することができます。

(アクセス方法)

- ① 信託協会ホームページのトップページの左下段
「資料・統計データ」の「公益信託データベース」
をクリック
- ② 「検索」の「主務官庁」の(都道府県)で該当す
る都道府県を指定

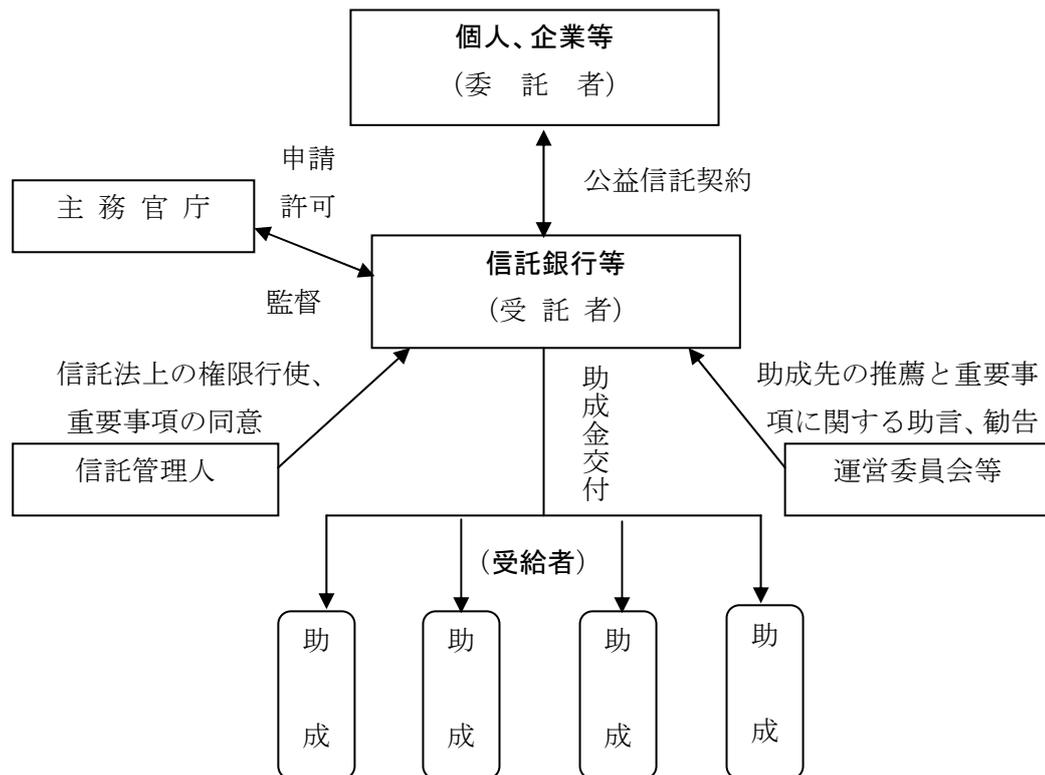
公益信託の概要

公益信託は、財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、大正11年制定の信託法において規定されましたが、その後、50年ほどは利用されてきませんでした。

しかし、昭和52年に第1号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されています。

<仕組み>

公益信託は、個人や企業等（委託者）が拠出した財産を信託銀行等（受託者）に信託し、信託銀行等が、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、不特定多数の方（受給者）のために役立てるものをいいます。



<公益信託の特色>

- ①公益信託は、財団法人と異なり、受託者が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、設置手続きが簡単です。
- ②公益信託は、信託財産を取り崩して公益活動に活用できるので、一般に、財団法人に比べて小規模の資金を効率的に公益のために役立てることができます。

<公益法人制度改革と公益信託>

平成18年6月、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が成立し、その委任を受けた政省令が平成19年9月に公布され、平成20年4月に公益認定等ガイドラインが制定されるなど公益法人制度改革が進んでおります。

また、平成18年12月に信託法が改正されましたが、旧信託法の公益信託に関する規定は「公益信託ニ関スル法律」で規律されることとなり、旧信託法における公益信託の規定の内容は、基本的には維持されております。

公益信託につきましては、公益法人（特に公益財団法人）と類似の機能を有することから、公益法人法制の改正の趣旨を踏まえつつ、整合性のとれた制度とする観点から、引き続き検討することとされており、今後、公益法人制度改革と同様に、主務官庁制度を廃止する方向で、検討が進められる見込みです。

信託協会といたしましては、公益信託制度についても、公益法人制度と同様に、改革を進めていただくことで、公益法人制度とともに民間公益活動を支える制度として、その普及・発展に寄与されるものと考えております。